

役員等報酬規程

社会福祉法人 北斗会

社会福祉法人 北斗会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北斗会(以下「当法人」という)定款第 9 条および第 2 3 条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第 1 に定める額
- (2)退職手当については、支給しない

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 役員等に対する報酬は、星光園給与規定に準じた日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(旅費) 役員が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

(1)費用弁償の額は星光園旅費規程別表の施設長欄を適用する。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 (報酬)

(1) 理事長

役職名	報酬の額
理事長	日額 30,000 円

(2) 評議員

	日額
評議員会の出席	10,000 円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	10,000 円